

第 19 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後2時00分～2時15分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第19回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第19回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番松島章倫委員、議席番号10番小林修委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第52号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和7年1月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「私は町内にて土木工事業を営んでおります。近年業務も好調に推移しており、また今後の事業拡大も図りたいことから、新たな露天資材置場の確保が急務になっておりました。なお、今日まで事業用資材置場はなく不便な状態でした。そこで、近傍地において条件に合う露天資材置場が借地により確保できないか日々苦勞していたところ、地主より申請地を貸借していただけることになりました。このような理由から、申請地を露天資材置場として貸借いたしたく、申請します。」とのことでした。</p> <p>転用目的は「露天資材置場用地（賃貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>

3 番 (中野)	<p>3 番中野文字委員</p> <p>3 番中野です。1 月 8 日に 3 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字前谷地内、案内図は資料の 1 ページ、付近状況図は 2 ページを参照してください。申請地は中野東小学校の北側に位置しており、ミニストップの南側になります。農地区分は市街地近傍小集団農地の第二種農地と判断されます。3 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2 番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局 (國府田)	<p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「当社において邑楽町発注の大黒第 2 町営住宅建て替え事業に伴う新築建築工事を請け負うことができました。工事事業を進めるに際しまして、現場管理事務所の仮置き場が必要になることから、現場に一番近くであります申請地の方々にお話ししましたところ、快く承諾を得られたため、本申請をいたします。」とのことです。</p> <p>転用目的は「建築工事現場管理事務所及び駐車場並びに通路用地 (一時転用)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 5 ページから 8 ページを参照してください。補足ですが、一時転用の期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなります。当該期間までに農地への現況復帰をした後に返却することになります。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいた</p>

7番 (松島)	<p>します。</p> <p>7番松島章倫委員</p> <p>7番松島です。1月8日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は南保育園の東側にある、町営住宅に隣接したところにあります。農地区分は公共施設近距離区域内農地の第二種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議事日程第3、報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より報告を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書3ページをご覧ください。報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年1月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地(売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては9ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
会長 (横山)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第19回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和7年1月10日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 松島 章倫

委員 小林 修